

ダイナースクラブ コーポレートカード／TRUST CLUB コーポレートカード会員規約

■改定内容一覧

2025年6月1日改定

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	改定前	改定後
9	9	9	9	会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6ヶ月以内のものに限ります。また、この場合会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。	会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り <u>12ヶ月以内</u> のものに限ります。また、この場合会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。
-	-	9	10	新設	会員が加盟店の提供する会員向けオンラインサイトにカード情報を登録し、当該サイトへのログイン時等に使用するIDと入力したパスワードが一致していた場合、正当な利用者によりサービスが利用されたものとみなし、利用代金は会員の負担となります。

ダイナースクラブ コーポレートカード／TRUST CLUB コーポレートカード会員規約

■個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

2025年6月1日改定

現行 の条番	現行 の項目番	改定後 の条番	改定後 の項目番	改定前	改定後								
2	1	2	1	<p>第2条（個人信用情報機関への照会、登録および利用）</p> <p>1. カード使用者等は、当社が本規約に係る取引上の判断を行うに際して、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該個人信用情報機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者をいい、以下総称して「当該機関」という）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携機関」という）に照会し、カード使用者等およびカード使用者等の配偶者の個人情報（当該機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、提携機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等、電話帳記載の情報および貸金業協会から登録を依頼された情報を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む）が登録されている場合には、カード使用者等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がこれを利用することに同意します。</p>	<p>第2条（信用情報機関が保有する信用情報の利用、および信用情報機関への信用情報の提供）</p> <p>1. カード使用者等は、当社が本規約に係る取引上の判断を行うに際して、カード使用者等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該信用情報機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という）に当該情報を提供することを業とする者をいい、以下総称して「当該機関」という）および当該機関と提携する信用情報機関（以下「提携機関」という）に提供し、カード使用者等に関する信用情報（本条第6項に定める情報をいいます。以下、本条において同じ。）を当該機関に照会すること、および照会により当社は当該機関にカード使用者等およびカード使用者等の配偶者の信用情報が登録されている場合は当該信用情報の提供を受け、カード使用者等の支払能力・返済能力の調査のために利用することに同意します。</p>								
2	2	2	2	<p>2. カード使用者等は、当該機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、ならびに登録された情報が当該機関および提携機関の加盟会員に支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。</p>	<p>2. カード使用者等は、当社がカード使用者等に係る本規約に基づく下表に定める信用情報を、当該機関に提供し、これらの信用情報が当該機関において下表に定める期間保有され、本条第4項、第5項および第6項に記載のとおり利用されることに同意します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当社が提供する信用情報</th><th>登録期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本規約の申し込みに係る事実（本人を特定するための情報および申し込みの事実）</td><td>当社が当該機関に照会した日から6ヶ月間</td></tr> <tr> <td>本規約に係る事実（本人を特定するための情報および本規約に係る客観的な取引事実）</td><td>契約期間中および契約終了後5年以内</td></tr> <tr> <td>上記、本規約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合</td><td>契約期間中および契約終了後5年間</td></tr> </tbody> </table>	当社が提供する信用情報	登録期間	本規約の申し込みに係る事実（本人を特定するための情報および申し込みの事実）	当社が当該機関に照会した日から6ヶ月間	本規約に係る事実（本人を特定するための情報および本規約に係る客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了後5年以内	上記、本規約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了後5年間
当社が提供する信用情報	登録期間												
本規約の申し込みに係る事実（本人を特定するための情報および申し込みの事実）	当社が当該機関に照会した日から6ヶ月間												
本規約に係る事実（本人を特定するための情報および本規約に係る客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了後5年以内												
上記、本規約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了後5年間												
-	-	2	3	新設	<p>3.前項に定める「当社が提供する信用情報」は次のとおりです。</p> <p>カード使用者等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）</p> <p>申込・契約内容に係る情報（契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数、等）</p> <p>支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）</p>								
2	3	2	4	<p>3. カード使用者等は、本条第1項および前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、当該機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、当該機関および提携機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p>	<p>4. カード使用者等は、当該機関が、当該機関および提携機関の加盟事業者によるカード使用者等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、信用情報を次のとおり利用することに同意します。</p> <p>(1) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理</p> <p>(2) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p>								
-	-	2	5	新設	<p>5. カード使用者等は、当該機関が、当該機関および提携機関の加盟事業者によるカード使用者等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、信用情報を加盟事業者へ提供すること、および本条 第6項(1)に定める信用情報を、提携機関を通じてその加盟事業者へ提供することに同意します。</p>								
-	-	2	6	新設	<p>6. カード使用者等は、当該機関が、当該機関および提携機関の加盟事業者によるカード使用者等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、次の信用情報を保有することに同意します。</p> <p>(1)本条第2項により、当社を含め、当該機関の加盟事業者から提供を受けた情報</p> <p>(2)当該機関が収集した(1)以外の情報</p> <p>(3)当該機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報</p>								

ダイナースクラブ コーポレートカード／TRUST CLUB コーポレートカード会員規約

■個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

2025年6月1日改定

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	改定前	改定後								
2	4	2	7	<p>4. 当該機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報および登録期間は以下の通りです。また、当社が、新たに個人信用情報機関に加盟する場合には、別途、書面により通知し同意を得るものとします。なお、当該機関への加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、個人信用情報機関のウェブサイトに記載されています。</p> <p>株式会社シー・アイ・シー（CIC）https://www.cic.co.jp/ 【割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関】</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿一丁目 23-7 新宿ファーストウェスト 15 階</p> <p>電話番号 0120-810-414</p> <p>登録される情報とその期間 (詳細については、当該機関のウェブサイト等でご確認ください。)</p> <table border="1"> <tr> <th>登録情報</th><th>登録期間</th></tr> <tr> <td>① 本規約に係る申し込みをした事実</td><td>当社が照会した日から6ヶ月間</td></tr> <tr> <td>② 本規約に関する客観的な取引事実</td><td>契約期間中および契約終了後5年以内</td></tr> <tr> <td>③ 債務の支払いを延滞した事実</td><td>契約期間中および契約終了後5年以内</td></tr> </table>	登録情報	登録期間	① 本規約に係る申し込みをした事実	当社が照会した日から6ヶ月間	② 本規約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	③ 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内	<p>7. 当該機関の名称、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。 また、当社が新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合には、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し同意を得るものとします。 株式会社シー・アイ・シー 【割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関】 お問い合わせ先：0570-666-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/ ※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については上記の同社のホームページをご覧ください。</p>
登録情報	登録期間												
① 本規約に係る申し込みをした事実	当社が照会した日から6ヶ月間												
② 本規約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内												
③ 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内												
2	5	2	8	<p>5. 当該機関と提携する個人信用情報機関は、以下の通りです。なお、以下の提携機関に関するお問い合わせ等は、前項に記載の個人信用情報機関へ行うものとします。</p> <p>(1) 全国銀行個人信用情報センター（KSC） https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 【主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関】 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号 03-3214-5020</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構（JICC） https://www.jicc.co.jp/ 【貸金業法に基づく指定信用情報機関】 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 ※ CIC は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しており、当社は当該機関を経由して KSC および JICC の情報を利用しています。</p>	<p>8. 提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、以下のとおりです。</p> <p>(1)全国銀行個人信用情報センター(KSC) お問い合わせ先： 03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>(2)株式会社日本信用情報機構 (JICC) 【貸金業法に基づく指定信用情報機関】 お問い合わせ先： 0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/ ※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p>								
2	6	-	-	<p>6. 上記第 4 項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は以下の通りです。</p> <p>氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務地、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払い回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。</p>	削除								
3	1	3	1	<p>1. 会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ただし、当社および共同利用会社に対する開示請求手続については、次の当社ホームページ「保有個人データの開示請求手続きについて」の定めに従うものとし、当該機関に対する開示請求手続きについては、前条第 4 項記載の個人信用情報機関宛に行うものとします。</p> <p>ダイナースクラブカード https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html</p> <p>TRUST CLUB カード https://www.sumitclub.jp/ja/privacy/law.html</p>	<p>1. 会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ただし、当社および共同利用会社に対する開示請求手続については、次の当社ホームページ「保有個人データの開示請求手続きについて」の定めに従うものとし、当該機関に対する開示請求手続きについては、前条第 7 項記載の個人信用情報機関宛に行うものとします。</p> <p>ダイナースクラブカード https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html</p> <p>TRUST CLUB カード https://www.sumitclub.jp/ja/privacy/law.html</p>								
				2024年10月1日改定 LC-3146-202410	2025年6月1日改定 LC-5351-202506								

LC-5351-202506